

埋文センターニュース

津市埋蔵文化財センター

第20号

2004.11.1



中薦遺跡出土土器

特集 津市の古墳時代の集落

三重県を代表する集落遺跡のひとつに、津市の納所遺跡があります。弥生時代の典型的な拠点的集落であるこの遺跡では、前期の自然流水路から数多くの木製農耕具が出土しており、早くから農耕文化が定着していたことがうかがえます。弥生時代の中頃になると、納所遺跡の周辺に小規模な遺跡が出現するようになります。終わり頃にはその傾向は一段と顕著になります。これは、河川の下流域で始まった農耕が、次第に技術の向上などによって、より標高の高い谷間などでも可能になったからだと考えられています。

これに対して、その後の古墳時代の集落については、古墳そのものの動向のように、触れられる機会もあまりありませんでした。今回はこれまでの調査をもとに津市の古墳時代の集落についてみてゆきたいと思います。

四ツ野B遺跡は、雲出川北岸の台地の南東



隅に立地する遺跡で、2回にわたる調査で銅鐸出土地のすぐ西側から、弥生時代後期から古墳時代中期の竪穴住居が89棟検出されています。竪穴住居の内訳は、弥生時代後期のものが35棟、弥生時代後期もしくは古墳時代初頭のものが3棟、古墳時代初頭のものが26棟であり、弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての時期が、この遺跡の最盛期であるといえます。ピットは多数検出されました、掘立柱建物としてまとまるものは2棟のみで、これについては時期の細分まではできませんでした。土坑や溝といった住居以外の遺構がほとんど検出されていないのも特徴のひとつです。

川北遺跡は、志登茂川北岸の丘陵部に立地する遺跡で、丘陵の西側斜面を中心に古墳時代前期の竪穴住居が75棟検出されています。川北遺跡の竪穴住居のなかで最も特徴的なものは排水溝です。ほとんどの竪穴住居で認められており、なかには数棟分の排水溝が1本に合流して谷に向かって排水するものもありました。一方、調査区の東側では同じ頃の方形周溝墓が7基検出されており、居住域と墓域との区分があったことがわかっています。

中瀬遺跡は、志登茂川南岸の台地の先端に立地する遺跡です。調査面積がわずかなため、検出された古墳時代の竪穴住居は3棟のみで



四ツ野B遺跡

ですが、古墳時代前期から後期にかけての遺物が多数出土しています。中鳶遺跡の約200m東には、首長層が司る大規模な水のまつりが行われた六-zA遺跡があることから、両者の関係が注目されています。

東浦遺跡は、志登茂川の支流である前田川南岸の丘陵の東端に立地する遺跡です。古墳時代中期から後期にかけての竪穴住居が10棟あまり検出されていますが、これらの住居はその配置から2つのグループに分けることができます。

高茶屋大垣内遺跡は、天神川北岸の台地上に立地する遺跡で、古墳時代前期と後期の遺構が検出されています。このうち古墳時代前期では、竪穴住居のほかに区画溝をともなう大型の掘立柱建物が検出されています。この区画溝をともなう掘立柱建物については2時期あり、いずれも豪族居館や公的施設といった性格が指摘されています。また古墳時代後期では、土師器の台付甕が30個体以上並べられていた竪穴住居や粘土塊が検出された竪穴住居があること、古墳時代後期にまでさかのほる可能性のある土器焼成坑が検出されていることなどから、この遺跡では土師器の製作が行われていたものと考えられています。『日本書紀』の雄略天皇17年3月の記事には、「伊勢国藤形村」から土師器の製作にあたる工人が朝廷に送られたことが記載されており、この記事との関連が注目されています。



川北遺跡

新畠遺跡は、最も早い時期に発掘された古墳時代の集落で、岩田川南岸の丘陵上に立地しています。古墳時代前期の竪穴住居が8棟検出されており、岩田川の対岸に位置する津市最古の坂本山古墳群との関係も指摘されています。

以上のように、ここまででは丘陵部や台地上の遺跡についてみてきましたが、近年低地部でも発掘調査が進み、雲出島貫遺跡、藏田遺跡、替田遺跡などで古墳時代の住居などが検出されるようになりました。

雲出島貫遺跡は、雲出川下流域の北岸に立地する遺跡で、県道の建設にともない、東西約630mにわたって調査が行われました。縄文時代晚期から近世までの長期にわたって営まれてきた遺跡ですが、古墳時代前期については、この遺跡が大規模に展開した時期にあたり、竪穴住居、東西2つの墳墓群、水田などといった遺構が調査区内に分布しています。このうち居住域については大きく2分で



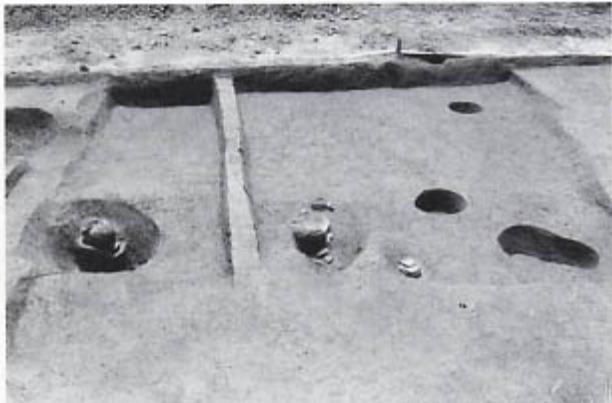
高茶屋大垣内遺跡大型掘立柱建物



高茶屋大垣内遺跡竪穴住居

き、東の墳墓群の東側に形成されるもの（居住域A）と、2つの墳墓群の間に形成されるもの（居住域B）とがあり、さらに居住域Bと西の墳墓群の間には水田が形成されています。このうち居住域Bについては、環濠に囲まれた竪穴住居と、そうでない竪穴住居があり、前者に居住する者が後者に居住する者より優位な立場にあったと考えることができます。また、居住域Aについては、竪穴住居はわずかしか検出できなかったものの、大量の土器が出土しているうえに、二重口縁壺や搬入品と考えられる土器が目立つことから、居住域Bとは異なる特殊な空間と評価されています。一方、古墳時代中期から後期については若干の変化がみられ、西の墳墓群であった地域が居住域として利用され始めており、古墳時代前期よりも居住域が全体として西側に移動しているとみることができます。

藏田遺跡は、安濃川下流域の北岸に立地する遺跡で、古墳時代中期の掘立柱建物のみで



雲出島遺跡竪穴住居



藏田遺跡祭祀土坑

構成された集落が検出されています。掘立柱建物は南北棟のものが大半で、建物方向も似かよっており、ほぼ真北方向を示しています。出土遺物に須恵器がないことから、これらは古墳時代中期でも前半に属するものと考えられています。掘立柱建物のうち最大規模のものについては、この集落の中心的建物になると考えられており、ほぼ真北方向には丸太のくり抜き桶を転用した井戸が配置されるなど、計画的な配置がうかがわれます。一方、この建物の南方には、須恵器樽形壺のほか韓式系土器を模倣した土師器や炭化した木片等が出土した祭祀関連の土坑が検出されています。その約10m西方では1間四方の小規模な掘立柱建物が単独で恒常的に存在しており、土坑とセットになる祭祀遺構と考えることもできます。

替田遺跡は、安濃川下流域の南岸に立地する遺跡です。一般国道23号中勢バイパス建設にともなう調査では、古墳時代前期の掘立柱建物1棟、井戸2基のほか土坑や溝、自然流水路などが検出されています。遺構はそれほど多くありませんが、大量の土師器が廃棄された状態で出土した井戸や、周辺の後世の遺構からこの時期の遺物が大量に出土する点を考えると、近隣にこの時期の集落があったことが容易に想像されます。また、包含層資料ながら、集落遺跡では県内で初となる石剣も出土しており、豪族居館が存在する可能性も指摘されています。

(村木一弥)



替田遺跡井戸

遺物紹介⑯ 中鳶遺跡出土の二重口縁壺

津市大里窪田町に所在する中鳶遺跡は、津市北部を流れる志登茂川右岸の段丘上に位置する遺跡です。ここに紹介する二重口縁壺は、昭和50年の大里小学校体育館建設に伴う発掘調査で出土したもので、この調査では古墳時代前期の竪穴住居が3棟検出されました。

三重県出土の二重口縁壺は、この壺のようにラッパ状に広がる口縁部の上に、さらにもう一段、外反する口縁部を付けた形をしているところに大きな特徴があります。このような形をした二重口縁壺は、津市から松阪市にかけての地域に出土が集中していることから、「伊勢型二重口縁壺」と呼ばれています。

さて、中鳶遺跡の二重口縁壺は古墳時代前期につくられたもので、この壺には文様や彩色はありませんが、胴体の煤けて黒くなったところには「×」字状にカゴの痕がついています。この痕から壺がカゴに入れられ生活の中で実際に使われたものであることがわかります。このような集落から出土する実用品とは対照的に、古墳や墳墓からは壺の底にきれいな円形の孔をあけたものが多く出土しており、これらは在地色の強い二重口縁壺形埴輪へと発展していきます。



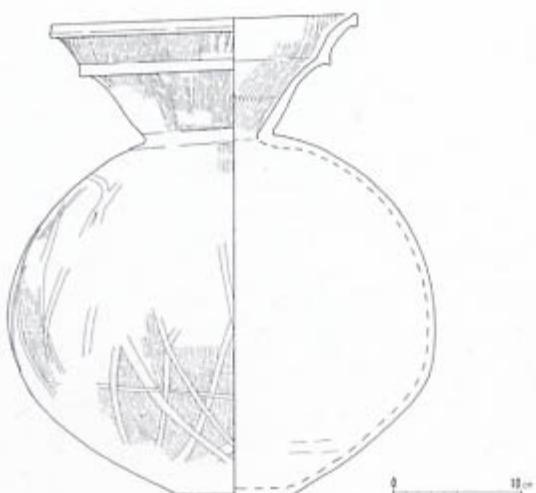
遺跡位置図 (1:25,000)(国土地理院「棕本」「白子」より)

ところで、中鳶遺跡の200mほど東にある六代A遺跡では、弥生時代後期から律令期にいたる大規模な祭祀場が見つかっています。この遺跡からは、祭祀に関連する遺構や遺物のほかに、古墳時代の掘立柱建物の扉板などの建築部材が多数出土していることから、遺跡の周辺には、大規模な倉庫群があって、祭祀を司り倉庫群を管理した首長層が存在したと考えられています。中鳶遺跡は、六代A遺跡のすぐ西の高台に位置すること、この二重口縁壺をはじめ古墳時代を中心とする土器が多数出土していることなどから、六代A遺跡と何らかの関連がある遺跡としてたいへん注目されています。

(藤田充子)



二重口縁壺



二重口縁壺実測図 (1:6)

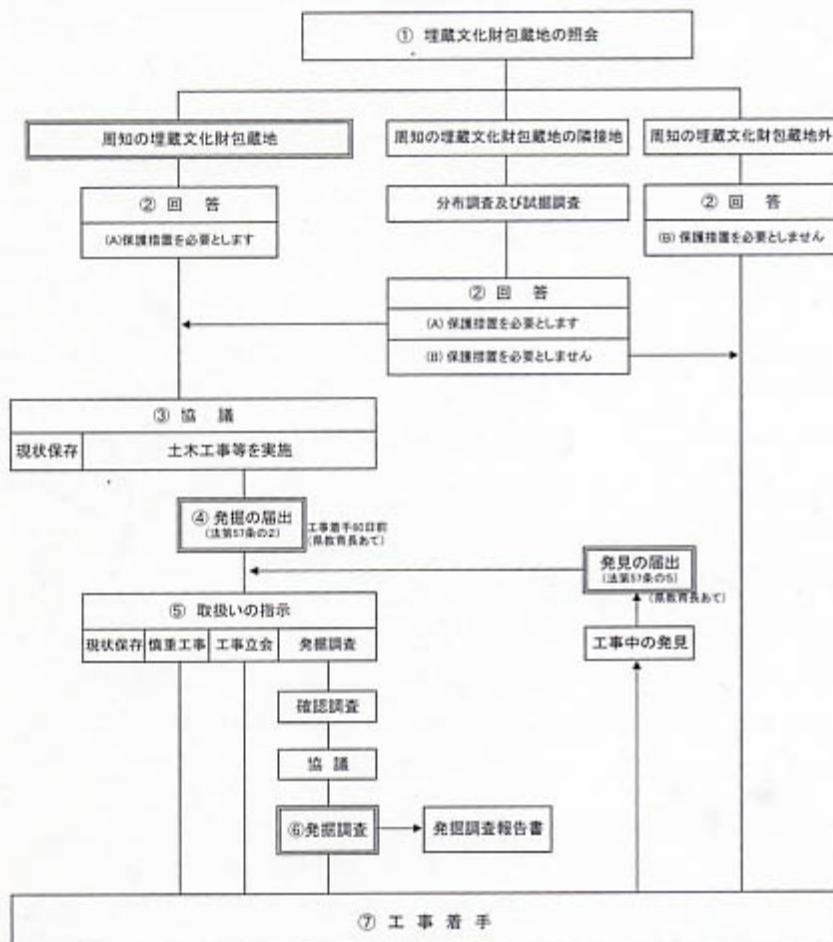
埋蔵文化財保護にご協力ください

文化財保護法(以下「法」という)では、遺跡のことを埋蔵文化財包蔵地と呼んでいます。遺跡として周知されている区域(周知の埋蔵文化財包蔵地)内で土木工事等を行う場合には、法により県教育委員会教育長にあて発掘の届出(法第57条の2)を行うことが義務づけられ

ています。

埋蔵文化財は、かつてそこにどのような生活があったのかを知るとともに、今の私たちの生活を考えるうえでも大切な市民共有の財産です。埋蔵文化財保護へのご理解とご協力をお願いいたします。

埋蔵文化財に関する手続きの流れ



- ①市教育委員会文化課で事業地が周知の埋蔵文化財包蔵地であるかどうかの照会を行っています。
- ②保護措置の要否を回答します。
- ③埋蔵文化財を現状保存するか、土木工事等を実施するかどうかを協議します。
- ④発掘の届出は、工事着手の60日前までに県教育委員会教育長にあて行わなければなりません。市教育委員会文化課でお渡しする届出用紙に必要事項を記入の上、文化課にご提出ください。
- ⑤発掘の届出に対し、県教育委員会教育長から当該埋蔵文化財の取扱いの指示が文書で通知されます。
- ⑥発掘調査を実施するまでは、発掘の届出や文化課との協議調整が必要です。開発事業の計画には余裕を持つて早めに文化課へご相談ください。
- ⑦発掘調査は発掘調査報告書刊行をもって完了となりますが、工事には現地調査終了後に着手していただけます。

《編集後記》

今年は市埋蔵文化財センターが設置されて10周年、このニュースも第20号となりました。これからも、津市の埋蔵文化財に関する様々な情報を届けたいと思っています。
(編集者)

『埋蔵文化財センター』は津市のホームページでご覧になつていただけます。

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>
edu/bunka/bunka-maizoubunkazai/

発行日：平成16年11月1日

編集・発行：津市埋蔵文化財センター
〒514-0058
三重県津市安東町1225
TEL 059-229-0210
FAX 059-229-4601

印 刷：共立印刷株式会社